

ハイヤー・タクシー業におけるその他の仮設物、建築物、構築物等を起因物とする死傷災害発生事例

(2017年)

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
2	23	タクシーで旅客をお送りした。トイレに寄ろうと車から降り、駐車場内を歩行中に車止めに足が躓いて転倒し、地面に前頭部をぶつけた。	63	100～299
2	22~23	お客様をご案内する為、お房のガラス玄関ドア（観音開式）を両手で引き開けて、右側から体全体は中に入ったが、左手は左のドアを掴んだままでいたために突然、右側ドアが閉まり始めて、観音開きが閉じて残っていた左手の薬指をドアで挟んで損傷した。	67	10～29
3	13~14	タクシー乗務中、駅北口に待機している時にトイレに行きたくなり、歩道にあるチェーンを跨いでトイレに向かおうとした際、足をチェーンに引っ掛けて転倒し負傷した。	48	50～99
3	1~2	道路でタクシーをUターンさせようとしたところ、左前輪を脱輪してしまい、慌てて状態を見に行き、誤って左足を滑らせて溝に落ち、その勢いで左足に負荷がかかり、左足の膝上辺りを骨折した。	55	30～49
5	0~1	車庫内の整理をしようとしたところ、駐車場内のチェッカープレート（50cm×50cm×高さ5cm、排水槽の上）に足を引っ掛けてしまい転倒した。	76	—
5	23~24	被災者は、タクシー乗務中、公園のトイレに行こうとして車道から公園の敷地に入る際、段差に躓いて転倒し負傷した。	72	300～499
	15~	当該乗務員は、出番日に於いて始業前の車両点検の為、本社敷地内を歩いていた		300

9	16	所、マンホールの窪みに躓き転倒した際、両手を負傷した。	61	～ 499
9	5～6	大雨の朝、乗務員は社内駐車場で帰庫時、ドアを開け車から降りる際、足が雨で滑り、急いで右足を踏ん張った所、右腿の筋肉を傷めた為、MRI検査を受ける。	44	100 ～ 299
9	10～ 11	出庫前車両点検時、足元の縁石につまずきバランスを崩した際に、右前ドアが開いていたため、右脇、腰をぶつけた。	55	300 ～ 499
10	0～1	配車を受け、現場駐車場に到着後、お店に声をかける前にトイレに行こうとした際に、溝近くの鉄板で足を滑らせ転倒した。後頭部を打ち出血した。	69	50 ～ 99
11	5～6	お客様をお迎えのため車から降りた際、花壇の植え込みに両足を取られ転倒し、左肩を負傷した。	53	300 ～ 499
12	11～12	車庫内にて洗車終業後、車庫内に担当車両を駐車したあと、タクシーのトランクから本人のバッグ等を取り出し、運転席に戻る際、駐車場後方の車輪止めにつまずき転倒した。その際、車庫のコンクリート床に左ヒザを打ちつけ、半月板を骨折した。	67	50 ～ 99
12	7～8	会社車庫内にて転倒し、負傷したものである。	52	100 ～ 299
12	18～19	出庫前の車両点検・清掃時に、駐車場内にある側溝に誤って足を滑らし、左足を挟んだ。	66	100 ～ 299

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html

